

東かがわ市大内公民館 使用料等の改正（お知らせ）

市内の公民館やコミュニティセンターなどの集会施設、また体育館や武道館などの体育施設の使用料については、物価変動や消費税率の改定など社会情勢の変化に対して、随時検討してきましたが、一部を除き見直しを据え置いており、類似の施設でありながら、施設間で使用料や減免基準に差があるなどの不均衡が生じています。

また、施設の運営管理は、人件費や物件費といった維持管理コストを公費で負担しており、特定の人が施設を利用する場合には、使用料として応分の負担を求めることにより、施設を利用しない人との受益者負担の適正化を確保する必要があります。

こうしたことから、多様な市民から広く利用されやすく、また多くの人々にとって使いやすい施設とするため、利用における統一した基準を設定し、次のとおり令和9年4月1日から運用します。

《施設使用料》

【見直し前】

区分	1時間当たりの使用料	
	施設使用料	冷暖房使用料
2階ホール	1,200円	500円
1・2階和室会議室	500円	200円
2階洋室会議室	400円	200円
2階洋室研修室	400円	200円
1階茶室研修室	300円	200円
1階工作室	300円	200円
1階講座室・第2講座室	400円	200円
2階調理室	500円	200円

【見直し後】

区分	1時間当たりの使用料	
	施設使用料	冷暖房使用料
2階ホール	1,300円	600円
1・2階和室会議室	700円	300円
2階洋室会議室	400円	200円
2階洋室研修室	400円	200円
1階茶室研修室	300円	200円
1階工作室	300円	200円
1階講座室・第2講座室	400円	200円
2階調理室	500円	300円

・利用時間の単位設定は、1時間単位だけではなく、30分単位の利用も可能です。（使用料は、当該区分の2分の1に相当する額）

【全額免除対象団体】施設使用料・冷暖房使用料

1. 市や市教育委員会が主催または共催により利用する場合（法令、条例等に基づく附属機関等が利用する場合を含む。）
① 市や市教育委員会、法令や要綱に基づく附属機関等が行政施策や事務事業を遂行するために利用する場合
行政機関、市議会、消防団、附属機関 等
② 市や市教育委員会が主催または共催する事業の実施団体
市民美術展実行委員会、はたちの集い実行委員会、引田ひなまつり実行委員会等
2. 市内に所在する団体が市の事業の推進または行政活動を補完する事業等に利用する場合
民生委員児童委員協議会連合会、地区民生委員児童委員協議会、保護司会、更生保護女性会、子ども会育成連絡協議会、交通安全対策協議会、交通安全母の会、防犯協会、青少年育成市民会議、連合自治会、観光協会、食生活改善推進協議会、生活研究グループ、消費者友の会、国際交流協会、土地改良区、市の委託事業により施設を利用する団体 等
3. 市内の認定こども園、小中学校等が保育や教育の一環として利用する場合
認定こども園、小・中学校、放課後児童クラブ、PTA連絡協議会、単位PTA、保護者会 等
4. 当該施設の管理者が管理業務のために施設を利用する場合
5. 市内に所在する団体が教育的見地から実施する青少年の育成活動に利用する場合
スポーツ少年団、子ども会 等
6. 市が関与または運営を支援・助成する団体が利用する場合
① 社会福祉・障がい者・高齢者等の関係団体
社会福祉協議会、赤十字奉仕団、母子愛育会、遺族連合会、戦没者遺族会、自立支援協議会、身体障がい者協会、障がい者団体、老人クラブ連合会、単位老人クラブ 等
② 地域コミュニティ団体
単位自治会、自主防災組織、地域コミュニティ協議会 等
③ 社会教育・社会体育関係団体
婦人団体連絡協議会、単位婦人会、青年会、文化協会、文化財保護協会、スポーツ協会、総合型地域スポーツクラブ 等
④ 事務局が市や教育委員会にある団体
7. その他、市長が特に必要と認める場合

《減免基準》

減免については、受益者負担の原則に照らすと、例外的な運用であり、その減収分は公費によって賄われていることを考慮すると、真にやむを得ない場合に限定しなければなりません。

このことを踏まえ、左表のように全額免除、下表のように半額減免の対象団体における基準を定めました。

【半額減免対象団体】施設使用料（冷暖房使用料は除く）

8. 市内に所在する団体が生涯学習、健康づくり及び地域福祉の推進の活動に利用する場合
文化協会加盟団体、スポーツ協会加盟団体、定期活動団体、ボランティア団体（社会福祉協議会で登録された者に限る。）等
9. その他、市長が特に必要と認める場合

《不還付（キャンセル料）》

区分	還付率
利用者の責に帰さない事由によって利用することができないとき。	使用料の 100%
公益上又は市長の都合により利用の許可を取り消したとき。	使用料の 100%
利用日の 30 日前までに利用の取消しを申請し、市長が相当の事由があると認めるとき。	使用料の 70%
利用日の 15 日前までに利用の取消しを申請し、市長が相当の事由があると認めるとき。	使用料の 50%
利用日の 5 日前までに利用の取消しを申請し、市長が相当の事由があると認めるとき。	使用料の 30%

《その他》

・市民以外の利用については、施設使用料（冷暖房使用料は除く）が 2 倍の割増料金を設定します。

・営利・営業・宣伝を目的とした利用者や営利目的で受講料や入場料を徴収する場合には、施設使用料（冷暖房使用料は除く）が 5 倍の割増料金を設定します。

・利用時間には、準備及び片付け等の時間も含まれます。

《お問合せ先》

東かがわ市教育委員会事務局生涯学習課
電話：0879-26-1238